

2020 年度における千葉県北部支部運営について（案）

2020 年 2 月 8 日

1. 重点目標

- ①支部活動を活発にするため、支部運営の改善を速やかに行えるようにする。
- ②地域での活動をより高め、市町村、自主防災組織、地域防災士との連携を図る。
- ③地域自主防災リーダー、支部地域担当を重点にスキルアップに力を注ぐ。

2. 具体的な施策

- ①迅速な意思決定のために、役員は少人数とする。
- ②活動の活発化のため、県内を地域分割して活動する地域制は継続する。
 - a.地域の活動を主導する地域担当を配置する。
 - b.上記の地域担当は、担当地域の活動を重点とすることから支部運営活動に責任を持つ役員とは敢えてはしない。
 - ・副支部長、幹事が、地域担当となることも許容する。
 - c.対外的呼称は、副支部長(〇〇地域統括)とする。
- ③地域担当の役割を以下の通りとする。
 - a.地域内支援案件の調整、実施の主導
 - b.地域内支部会員との連携強化。
 - c.地域内支部会員のスキルアップの計画、実施。
 - d.市町村（行政）との連携、日常的な意思疎通。
 - e.地域防災組織（災害対策コーディネイター等）との連携。
- ④地域制の県内の地域割りは、支部会員数と地域のまとまりを考慮して別紙の 2 項のとおりとする。
- ⑤支部活動に伴う支部内役割分担を以下の通りとする。（詳細は別紙 1 項）

なお、支部長不在時の支部長代行を、副支部長間で予め決めておく。

 - a.災害対策本部長：災害対策本部を統括し、副支部長から 1 名選任する
 - b.企画担当：支部運営全般についての施策を統括し、副支部長から 1 名選任する
 - d.渉外担当：支部外の組織と支部支援案件対応との対応を統括し、副支部長から正副 2 名選任する
 - e.教育研修担当：支部研修の企画・実施及び地域での研修を支援し、副支部長から 2 名選任する。
 - f.会員間交流促進担当：支部内会員間の親睦促進、活動連携を統括し、副支部長から 1 名選任する。
 - g.地域担当副支部長：③で定める業務を統括し、地域に在住する会員から適時選任する
 - h.事務局：他の担当に属さない支部業務を行い、幹事から数名選任する。（詳細は別紙 3 項）
 - ・支部の公式窓口（支援業務、本部等）
 - ・役員会、総会の開催
 - ・会計、管財
 - ・会報作成、配布←2020 年度は会報は休止のため、選任しない。
 - ・会員募集など会員管理に関すること

- ・支援案件の管理及び支援スタッフの募集
- ・支部HPの維持、管理
- ・支部活動に共通的に必要な資機材の購入、印刷物の発注
- ・その他共通業務

3. 次期役員選出方法

- ①役員構成は変えない。(支部長、副支部長、事務局長、会計、幹事)
- ②2019年度役員は、2020年度総会終了時に全員任期切れとなることから、全員退任する。
- ③新役員の任期は2年とする。(本部支部規程により、2020年度末に1県1支部が求められており変動が想定されるが、任期は支部会則通りとする。)
- ④次期役員は、5名以上の推薦により立候補し、役員会で調整のしたうえで、総会で決議する。
- ⑤本部支部規程により、役員は本部正会員であることが決められていることから、役員は本部会員となることとする。

4. 予算措置

- ①災害対策予算を特別会計*として、計上する。
 - a.災害対策予算を特別会計として取り扱うように、会則の変更を行う。
 - b.特別会計と一般会計との業務区分は、新体制発足後役員会で整理を図る。
- ②資機材倉庫代、資機材購入費（パソコン、プロジェクト等）を計上する。
- ③ボランティア活動保険への加入は、防災士活動に特化した保険を検討していることから、その結果により加入方法を検討する。

*特別会計：一般会計とは別に設けられ、独立した経理管理が行なわれる会計のことをいう。

(出典：Wikipedia)